



～ベトナム 法務最新情報 第1回～

- トピックス
- I. 外国人による住宅所有についての最新動向
 - II. 経済集中の届出に関する新たな指針
 - III. 風力発電固定価格買取制度の延長提案
 - IV. 国営企業の新たな定義

2020年
6月23日号

※ 本ニューズレターは、2020年6月5日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

I. 外国人による住宅所有についての最新動向

Vu Le Bang, Cao Tran Nghia

2014年住宅法では、外国の企業や個人は、国家安全保障のために留保されている地域を除き、住宅開発プロジェクトにより建築された住宅を所有することが認められています。しかし、外国人による住宅所有が許可される地域およびプロジェクトが長期に亘り決定されなかったため、外国人に対する住宅所有権証明書の発行は、ベトナム全土においてほとんど停止されていました。ようやく最近になって、関係当局が対象となる地域およびプロジェクトを決定、公表しています。

具体的には、2020年5月15日および2020年6月2日、ハノイ市建設局は、新たに32件の住宅プロジェクトを、外国の企業や個人が所有することができるようにすると発表しました。ダナン市も、国家安全保障の観点から外国の企業や個人の所有が認められないプロジェクトのリストに加え、外国の企業や個人による住宅の所有が認められるプロジェクトのリストを発表しています。このように、地方当局が、外国の企業や個人が所有できる住宅プロジェクトを発表することは望ましい兆候であると見られており、外国人に対する住宅所有権証明書の発行がより円滑に進むことが期待されています。

これらのリストを決定するための手続きや基準は引き続き機密事項であり、各省や関係当局による個別の評価に服する可能性があります。ハノイ市とダナン市によるリストの更新は、これらの市において住宅を所有しようとする外国の企業や個人にとって有益な指針を提供するものであり、他の地域においてもこのようなリストが作成されることが期待されます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

II. 経済集中の届出に関する新たな指針

Phan Thien Huong, Tran Quoc Dat

2018 年競争法第 33 条に基づき、事業者は、経済集中(合併、企業買収、合併等)を実施する前に、国家競争委員会(National Competition Committee、以下「NCC」といいます。)に経済集中の届出を行わなければなりません。しかし、NCC が未だ設立されていないため、事業者が問い合わせ、または届出を行う機関が存在しません。かかる不都合を解消するため、商工省(Ministry of Industry and Trade)は、経済集中の届出手続について、そのウェブサイトにおいて指針(以下「ガイドライン」といいます。)を公表しています。

経済集中の届出書類の審査プロセス

ガイドラインは、商工省による経済集中の審査に関し、以下のとおり詳細な手続を定めています。

● ステップ 1 経済集中の届出書類の受理

経済集中を実施する事業者(以下「申請者」という。)は、商工省のオンラインポータル、郵送または直接提出する方法により、商工省に対し、経済集中に関する届出書類を提出しなければならない。届出書類の受理後、商工省は、その書類を競争・消費者庁(Vietnam Competition and Consumer Authority、以下「VCCA」という。)に送付し、その審査を受ける。

● ステップ 2 経済集中の届出書類の形式審査

VCCA は、届出書類一式の受理日から 7 営業日以内に、届出書を審査し、その網羅性および有効性を確認した旨の通知を書面にて発行する。網羅性または有効性を満たさない場合、VCCA は、申請者が修正または補正すべき内容を明記した通知を書面にて発行する。

● ステップ 3 予備審査

VCCA は、ステップ 2 の書面による通知の発行から 30 日以内に、(i)経済集中への参加事業者、(ii)参加事業者の関係、(iii)経済集中の実施形態、(iv)関連市場、(v)関連市場における参加事業者の市場シェアの合計および(vi)経済集中の実施前後における関連市場での市場の集中度を審査する。その後、VCCA は、審査結果を商工省に報告し、商工省は経済集中の承認または正式審査の開始のいずれかの通知を発行する。商工省は、VCCA の審査結果を受領してから 5 日以内に、申請者に対し正式な回答を発行する。

● ステップ 4 正式審査

商工省が正式審査を実施するよう通知した日から 90 日以内(60 日以下の延長可能)に、VCCA は、正式審査として、(i)経済集中がベトナム社会にもたらす積極的・消極的な影響(または潜在的影響)、(ii)経済集中による競争制限的効果の改善または競争促進的な効果を増強するための措置、および(iii)経済集中に起因する反競争的効果を緩和するために申請者に課すべき条件を審査する。VCCA は、商工省に対しその審査結果を伝え、商工省は、経済集中を承認または禁止し、また、経済集中の実施事業者が市場における公正な競争を確保するために必要な勧告または条件を付する旨の通知を発行することとなる。かかる通知は、VCCA の審査結果を受領後 20 日以内に、商工省が、申請者に対して発行する。

経済集中の届出書の様式

商工省は、新たな経済集中の届出書の様式(様式 TB-TKT)を発行し、その中には、①申請者に関する情報、②経済集中の内容、③経済集中の届出を必要とする基準に関する情報、④経済集中の実施予定時期の四つのセクションが含まれています。

NCC の設立後、ガイドラインが変更されるかどうかは未だ不明です。

Ⅲ. 風力発電固定価格買取制度の延長提案

Ha Hoang Loc、Dinh Thi Hien Ly

2018年9月10日、ベトナムにおける風力発電プロジェクトへの投資を発展、奨励するために制定された以前の法律を補完する形で、首相決定 No.39/2018/QĐ-TTg(以下「決定 39」といいます。)が出されて以降、ベトナムの風力発電事業分野への投資は著しく増加しています。¹

決定 39 に基づき、改訂後の固定価格買取制度(以下「FIT」といいます。買取価格は陸上プロジェクト:0.085 米ドル/kWh、洋上プロジェクト:0.098 米ドル/kWh (税抜き))は、2021年11月1日までに商業運転開始日(COD)が到来するベトナムの適格グリッド接続型風力発電プロジェクトの全部または一部に対し、20年間適用されます(以下「FIT 適用期限」といいます。)

しかし、商工省は、現在、多くの風力発電プロジェクトが、(i)ゾーニング法の規制指針の発行の遅れ、(ii)COVID-19 の流行によるタービンや設備等の供給の遅れおよび人材(海外駐在員)不足、(iii)特に洋上風力発電の場合、法的手続きが過度に複雑であること等の要因により、期限までに商業運転を開始できず、FIT を享受できない可能性があることを認識しています。

これらの問題に対処するため、商工省は、2020年4月9日付で Letter No.2491/BCT-DL(以下「提案 2491」といいます。)を首相に発行しています。その中で、商工省は、FIT 適用期限を2023年12月31日まで延長し、当該期限に適用される具体的な FIT 数値の作成を行うことを提案しています。

提案 2491 につき首相の承認が得られれば、FIT 適用期限以後、2023年12月31日までの間に商業運転開始日が到来する風力発電事業は、商工省が提案し、その後、首相が承認することとなる FIT を利用することができる可能性があります。商業運転開始日が2021年11月1日より前のプロジェクトは、決定 39 の下、現行の FIT によることとなります。商業運転開始日が2023年以降の風力発電プロジェクトに適用される FIT は、競売および入札の対象となります。

Ⅳ. 国営企業の新たな定義

Ha Hoang Loc、Mai Thi Ngoc Anh

国営企業の新たな定義

2015年企業法では、国営企業(State-Owned Enterprise)とは、その出資金の100%を国が保有する企業とされています。2020年5月21日の第9期国会審議に提出された企業法の改正案(以下「法案」といいます。)では、その企業に投下した資本および資産に対する国の管理、監督、審査および支配の効率化ならびに国営企業のコーポレート・ガバナンスの強化を目的とした新たな国営企業の定義を導入しています。法案では、国営企業は、その定款資本または議決権株式の50%超が国家により保有されている企業を指します。この新しい定義は、現行の定義よりもはるかに広く、そのため、現行法の下では国営企業に当たらない多くの企業(例えば、国と民間企業との合弁会社、または国が設立時の資本金または議決権株式の50%超100%未満を保有している旧国営企業)を含むこととなります。国との合弁企業に投資したり、国営企業への投資を計画している場合には、法案における多数の

¹ 決定 37 で定められた FIT 制度が整備された後、およそ7年の間に建設され、運用されたプロジェクトは3件(153.2MW)に過ぎませんでした。しかし、現行の決定 39 で定められた FIT の実施から1年半の間に、11プロジェクト(377MW)が稼働し、78プロジェクト(4,800MW)が電力開発マスタープランへの登録が承認され、31プロジェクト(1,662.25MW)がPPAに署名し、2020年および2021年に稼働する予定であり、250プロジェクト(45,000MW)が電力開発マスタープランへの登録承認待ちの状態です。

変更点とその影響(必ずしも望ましい影響ばかりではないと見込まれます。)に留意する必要があります。

注目すべき変更点

1. 法案においては、国営企業の定義が拡大されているため、二名以上有限会社が国有企業となり得ることとなり、二名以上有限会社である当該国有企業およびその子会社は、法案に基づき、監査役会を設置することが義務付けられることとなります。このように、新たな国営企業の定義の結果、現行法では設置を義務付けられていない監査役会を設置・維持する企業が増えることとなります。²
2. 国営企業またはその子会社の社長、取締役会の構成員および監査役会の構成員(以下「主要役員」といいます。)は、追加の厳格な親族等制限規定に従う必要があります。具体的には、国営企業の役員の配偶者、父母、子または兄弟姉妹は、血縁、養子縁組の如何を問わず、当該国営企業の子会社の主要役員に就任することはできません。法案により国営企業となる既存の企業は、当該国営企業またはその子会社の主要役員が上記の条件を満たさない場合、当該主要役員は、現在の任期が終了するまでの間に限り、当該職位に就くことが許されます。

国営企業の新たな定義による他の影響

定義の拡大により法案の下で国営企業となる企業は、現行法では求められないような厳格な法的要件に従わなくてはなりません。例えば、国営企業の経営者がベトナム国内に他の企業を設立・経営することは禁止されているため、法案の下で国営企業となる企業の役員は、現在の地位を辞任したり、必要な措置を採ることを求められる可能性があります。さらに、法案の下で国営企業となる企業は、定期的・非定期的な、一定の情報を開示する義務を負うこととなります。

法案は、他の法令に国営企業の新たな定義が適用されることを避けるため、特定の法において使用される「国営企業」の定義を、現行の国営企業の定義に合致する「定款資本の100%を国が保有する企業」に置き換えると規定しています。他方、入札法や建設法等、「国営企業」の用語が定義のないまま使われている法律については省略されています。そのため、国営企業の新たな定義は、企業法を超えて広範な影響を及ぼす可能性があります。例えば、国営企業が全額または一部出資している開発・投資プロジェクトの受託者の選定に関連して、入札法に基づき、法定入札手続きの対象となる企業が増加することとなります。同様に、国営企業が全額または一部資金を拠出している建設プロジェクトについて、契約の履行と管理に関する法律を遵守することが求められることとなります。

最後に、国営企業の民間部門への売却における、投資家にとっての魅力が減退する可能性があります。企業法の改正の都度、国営企業の定義が変更されるのは、立法者の見解に一貫性がないことを示しており、それが投資家に不確実性と予測不可能性をもたらすこととなります。国による国営企業の管理・監督を強化するための法制上の変化も続いています。国営企業の対象となる企業が増え、上述のような複雑な規制の対象となることから、法令遵守のための費用負担も増大することとなります。

² 国営企業の子会社には、広く、(i)国営企業が出資金の50%超を受益者として保有している企業、(ii)国営企業が取締役会、社長または当該企業の取締役の過半数を直接または間接に任命する権利を有する企業、(iii)国営企業が当該企業の定款の修正および追加を決定する権利を有する企業が含まれます。

監修者

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせにつきましては、こちらの E-mail にお寄せください。

na_vnnl@emljurists.co.jp



ヴレバン
[Vu Le Bang](#)

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムパートナー*

ホーチミン事務所のベトナムパートナーとしてベトナムプラクティスを主導。インバウンド投資案件、一般企業法務、M&A、コンプライアンス、不動産及び建設、労働法務に精通している。キャピタルマーケット、プロジェクトファイナンス、インフラ、エネルギー案件にも多数関与。

ソウル、ホーチミンシティのロゴス法律事務所及び多国籍企業での執務経験を有する。

2007年にベトナム社会主義共和国弁護士登録。



ハーホアン ロック
[Ha Hoang Loc](#)

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムパートナー*

ホーチミン事務所のベトナムパートナーとしてベトナムプラクティスを主導。国営企業への戦略投資ほか M&A 分野における豊富な経験を有するほか、規制が厳しい業種である銀行、製薬、不動産、エネルギー分野における M&A その他取引にも多数関与。

Mayer Brown JSM(ベトナム)や Allens Arthur Robinson(ベトナム)での執務経験を有する。

2008年にベトナム社会主義共和国弁護士登録。

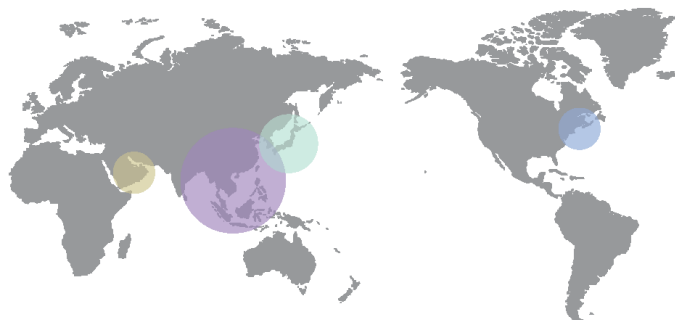


おおや かずひで
[大矢 和秀](#)

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ホーチミン事務所代表

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会(現ホーチミン日本商工会議所法務・労務委員会)委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、ファイナンス、M&A 等幅広い案件に携わる。

*外国法共同事業を営むものではありません。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info_dubai@jurists.jp

森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。